

専門家派遣助成事業実施要綱

朝日町商工会

1. 目的

朝日町商工会では、当会員が円滑に経営課題等を解消し経営力の向上を図るため、専門家派遣事業の活用を推奨すると共にこれに要する費用の一部を助成する。

2. 助成対象事業

本事業では次の支援機関が実施する「専門家派遣事業」を助成の対象とする。

- 1) 富山県商工会連合会
- 2) 富山県新世紀産業機構

3. 助成率及び限度額等

助成する金額は、専門家派遣事業に要する諸経費の自己負担額（受益者負担金等）の2分の1以内とし、専門家の派遣回数1回あたり5,000円を上限とする。

但し、助成金額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、1会員あたり当該年度に於ける本助成事業の申請回数は2回を限度とする。

4. 助成対象者及び要件

- 1) 朝日町商工会員（創業者等の場合は当商工会へ加入が必要となります。）
- 2) 会費等に延滞が無いこと

5. 助成申請手続等

助成を希望する会員は、該当する専門家派遣事業に要した費用負担額（受益者負担金等）を精算した後、速やかに次の申請書類により当商工会に対して手続きを行うこととする。また、専門家の派遣を受けた1案件毎に申請を行うこととする。

（申請書類）

- 1) 専門家派遣助事業成金交付申請書兼請求書
- 2) 専門家派遣に関する指導及び成果報告書の写し
- 3) 費用負担額（受益者負担金等）の明細及び精算・支払を証明する証憑等の写し

（附 則）

- ・本要綱は、平成30年4月1日より運用する。

